

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年3月30日提出
【計算期間】	第6特定期間 （自平成20年7月8日至平成21年1月6日）
【ファンド名】	ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉峯 寛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	村田 淳生
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5221）6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

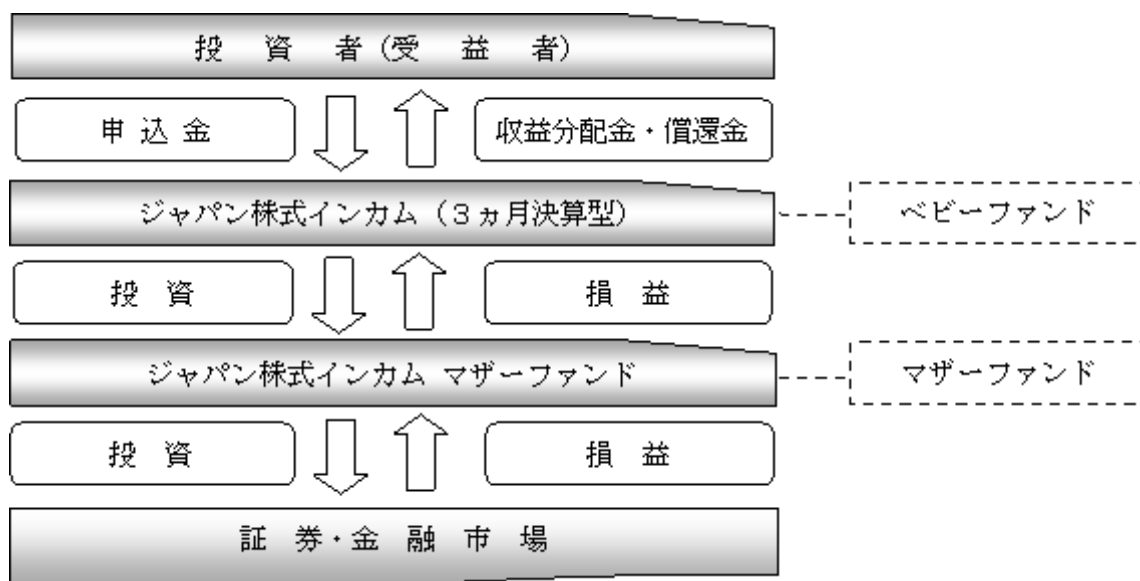
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



② 信託金の限度額

1,000億円です。

* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
追加型投信		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々	欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	その他	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産			
（投資信託証券）			
（株式・一般）			
資産複合			

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券（株式・一般）)	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、株式（一般*）に投資する。 *一般とは、大型株* ¹ 、中小型株* ² 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

*1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

*2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

※ 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp/>) よりご確認ください。

④ ファンドの特色

a. ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。

（a）連続増配銘柄^{*}に着目した株式投資を行います。

株式への投資にあたっては、主として連続増配銘柄に投資します。

その際には、予想配当利回り、財務状況および配当の持続性等におけるファンダメンタルズ等の観点から銘柄評価を総合的にを行い、ポートフォリオの予想配当利回りが市場平均^{（注1）}を上回る^{（注2）}ポートフォリオの構築を目指します。

＊ 連続増配銘柄とは、主として一定期間の修正1株当たり配当金（年額、株式分割および株式併合等を考慮します。）が増加し、または減少しなかった銘柄とします。なお、新規上場銘柄等で上記定義による判断が困難な銘柄については、企業の配当総額等を考慮し判断します。また将来、上記定義の変更、もしくは新たな指標等を付加して判断する場合もあります。

（注1）市場平均とは、TOPIX500の予想配当利回りとします。

（注2）銘柄評価を含む総合判断の結果、ポートフォリオの予想平均利回りが市場平均を下回る場合があります。

（b）計量的なアプローチを主体にポートフォリオの構築および見直しを行います。

スクリーニングによる銘柄選択およびリスクモデルによる最適化^{*1}等の計量的なアプローチとともに、業績動向等の定性評価を加えて最終ポートフォリオを構築^{*2}します。また、適宜、リスクモデル等を用いてポートフォリオの見直しを図ります。

＊1 最適化とは、リスクをコントロールしながら、相対的に高い予想配当利回りを有するポートフォリオを構築するプロセスとします。なお、「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。（以下同じ。）

＊2 ポートフォリオを構築する際には、業種によっては市場の業種構成比と大きく異なる場合があります。その結果、わが国株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

運用プロセス

- 東京証券取引所第一部上場銘柄の中から相対的に時価総額が大きく流動性の高い銘柄を主要投資対象としています。
- 主として、連続増配銘柄に注目し組入候補銘柄を選定します。
- 組入候補銘柄の中から、予想配当利回りの水準等の定量評価に加えて、アナリストによる定性評価も加味しポートフォリオを構築します。

銘柄スクリーニング

投資対象:主としてTOPIX500指数採用銘柄

TOPIX 500とは、上場後6ヵ月以上経過した東京証券取引所第一部上場銘柄の中から、時価総額および流動性の高い500銘柄(原則)で構成される株価指数であり、東京証券取引所第一部上場銘柄の時価総額の約90%をカバーしています。

財務スクリーニング:財務健全性が低い銘柄の除外

連続増配銘柄スクリーニング

定量評価+定性評価

予想配当利回りの水準および配当の持続性等を勘案し、主として将来も連続増配が期待される銘柄でポートフォリオを構築します。

ポートフォリオを構築

※ 上記は、平成21年1月末現在の運用プロセスまたはデータであり、今後、見直しを行う場合または市況動向等により変更される場合があります。

(c) 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

※ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

b. 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

毎年1、4、7、10月の6日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

(a) 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払います。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

c. 取得の申込単位は以下の通りです。

(当初元本1口=1円)

(a) 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

(b) 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

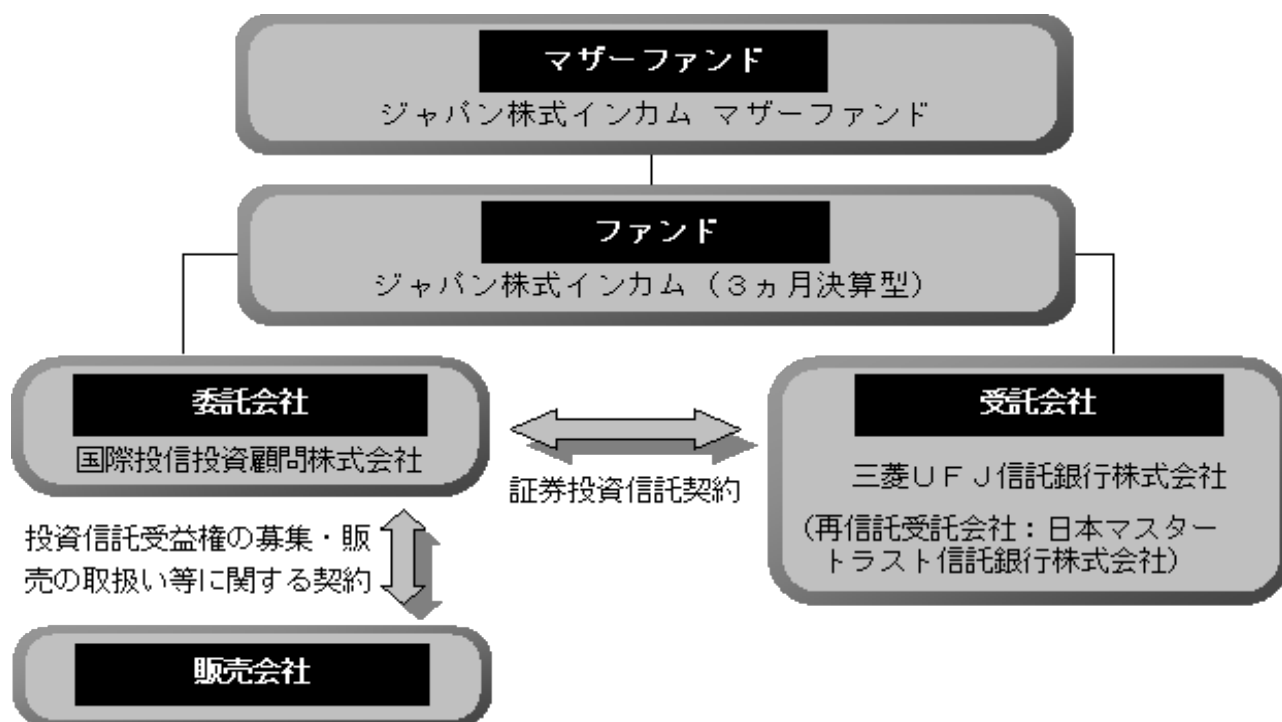
ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

d. 信託期限は無期限です。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）**
信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）**
信託財産の管理業務等を行います。
- 販売会社**
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）**
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）**
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④ 委託会社の概況

- 資本金（平成21年1月末現在）**
26億8千万円
- 沿革**
昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- 大株主の状況（平成21年1月末現在）**

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
---------	----	-------	----

三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	3,971株	30.55%
エム・ユー・エス・ファシリ ティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 一丁目6番5号	1,400株	10.77%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
- b. 親投資信託受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。
- c. 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d. 株式以外の資産への実質投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- e. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（2）【投資対象】

ジャパン株式インカム マザーファンド（以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類（約款第21条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）○信託約款に定める投資制限の⑦および⑧に定めるものに限りま。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲等（約款第22条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたジャパン株式インカム マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

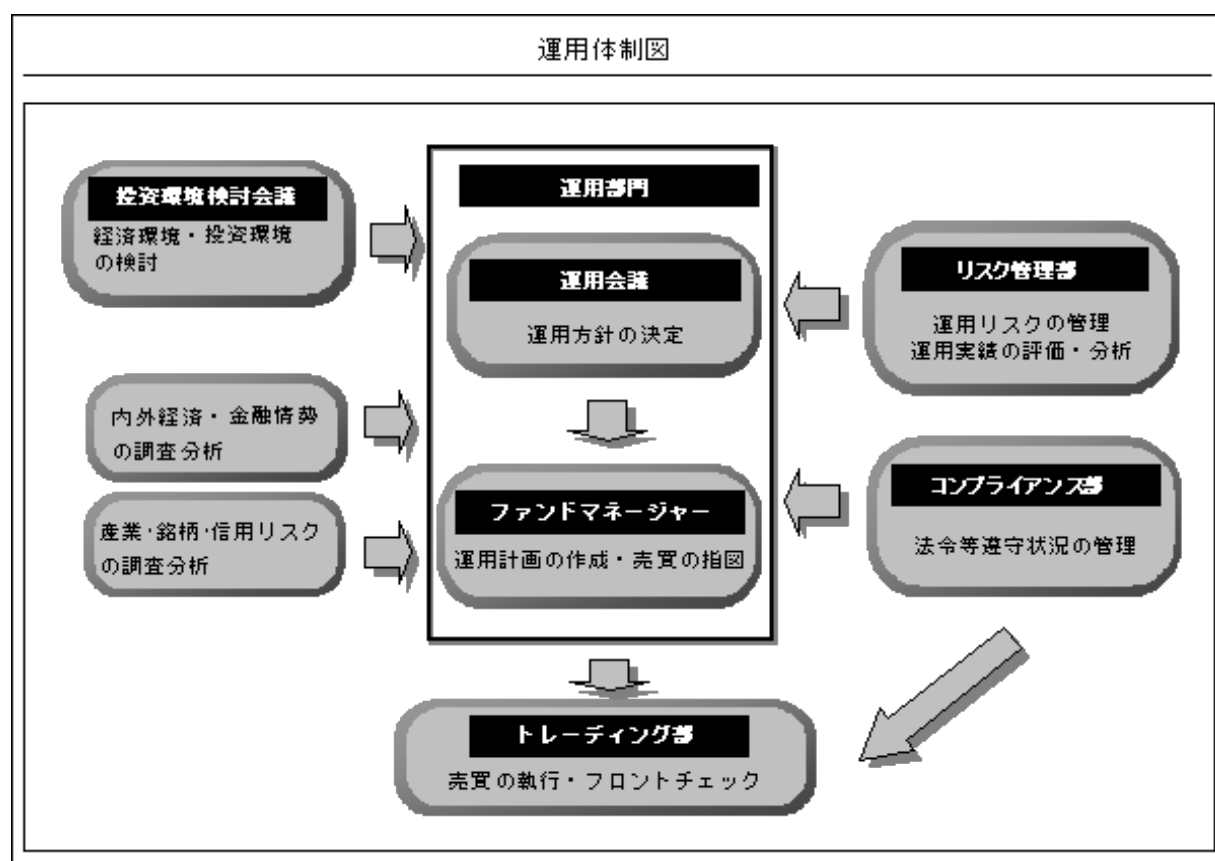
- す。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からk. の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - u. 外国の者に対する権利でt. の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. の証券または証書、l. ならびにq. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からf. までの証券ならびにl. 、n. およびq. の証券または証書のうちb. からf. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券およびn. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品の指図範囲（約款第22条第2項）
- 委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 特別な場合の金融商品による運用（約款第22条第3項）
- 前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ その他の投資対象
- a. 先物取引等
 - b. スワップ取引

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成21年1月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



《参考》

委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部※	31名
債券運用部	18名
外部委託運用部	12名
運用企画部	14名
経済調査部	13名
トレーディング部	9名
リスク管理部	13名

コンプライアンス部

8名

※ ファンドの運用は、株式運用部が担当します。

② 運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

③ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎年1、4、7、10月の6日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

（ただし、分配対象収益が少額の場合には行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約※」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

① 親投資信託への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(1)）

親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資（約款運用の基本方針３．投資制限(2)）

株式への実質投資は、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資（約款第22条第４項および第５項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲（約款第25条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第26条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 信用取引の指図範囲（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売出しにより取得する株券
 - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（e）

に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産

が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第30条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第31条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 外貨建資産への投資制限（約款第32条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑬ 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第34条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 資金の借入れ（約款第42条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

<<参考>>

(1) マザーファンドの投資方針

① 基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。
- b. 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- c. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- d. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) マザーファンドの投資対象

わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類（約款第12条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(3)○信託約款に定める投資制限の⑥および⑦に定めるものに限りま。
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲等（約款第13条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からk. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを

いい、有価証券に係るものに限りです。）

q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）

t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

u. 外国の者に対する権利でt.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.、n.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲（約款第13条第2項）

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用（約款第13条第3項）

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

a. 先物取引等

b. スワップ取引

(3) マザーファンドの投資制限

○信託約款に定める投資制限

① 株式への投資（約款運用の基本方針3. 投資制限(1)）

株式への投資は、制限を設けません。

② 新株引受権証券等への投資（約款第13条第4項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 投資する株式等の範囲（約款第16条）

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第17条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 信用取引の指図範囲（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売出しにより取得する株券
 - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券
 - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（e）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第21条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式およ

び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- （a）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- （b）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 外貨建資産への投資制限（約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑫ 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

＊ 平成21年1月末現在、「ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）」以外で「ジャパン株式インカムマザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定のファンドを含みます。）は以下の通りです。

「日本株ターゲット・ファンド」

「日本株ターゲット・ファンド2」

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

① 株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

② 信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市場動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

⑤ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

① トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

② コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

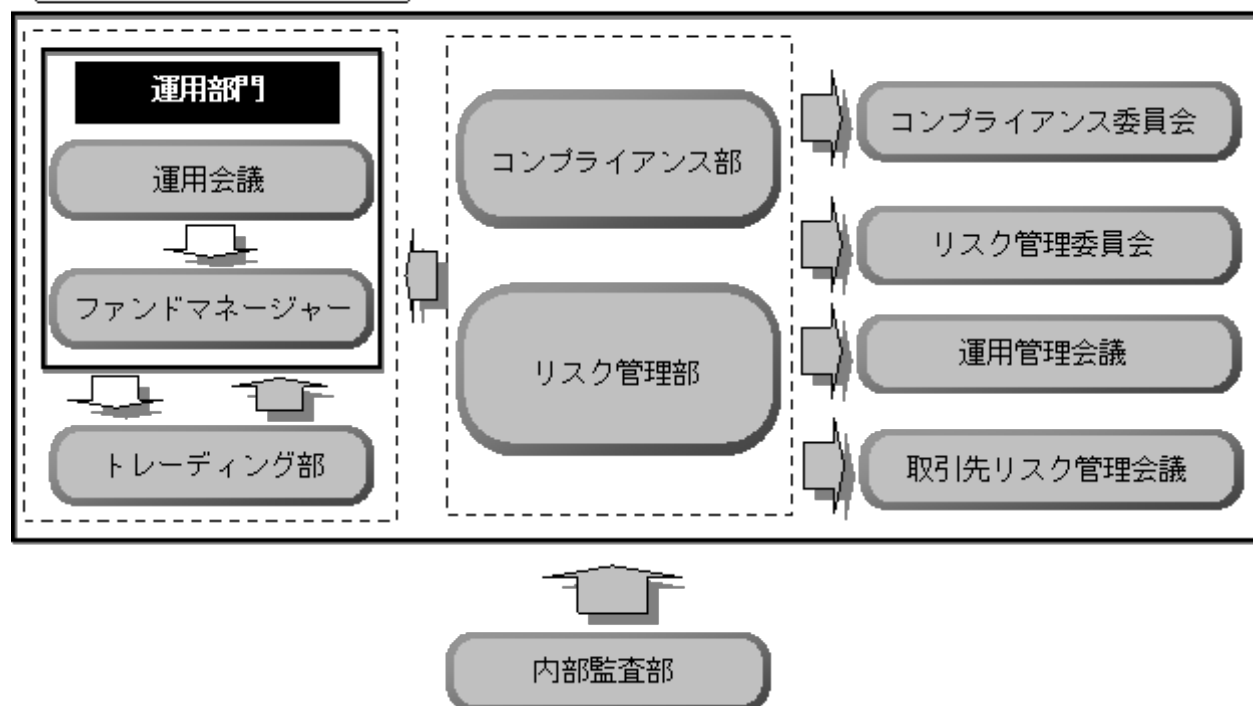
④ 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- ＊ コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- ＊ リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- ＊ 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- ＊ 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



＊ 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担		
申込み時	申込手数料	（手数料率）基準価額に対して 上限3.15%（税抜3.00%）
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金時		
解約	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.25%
買取り	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.25%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
間接負担		
保有時 （毎日）	信託報酬	純資産総額に対して年率1.134%（税抜1.080%）
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042%（税抜0.0040%）
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

- * 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限り。）については、消費税等相当額を含みます。
 - * その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
 - * 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
 - * 課税の取扱いについては、「(5)課税上の取扱い」を参照してください。
- （注）税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

（1）【申込手数料】

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の基準価額の0.25%が差引かれます。

（３）【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.134%（税抜1.080%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬の平成21年1月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.134% (税抜1.080%)	年0.420% (税抜0.400%)	年0.084% (税抜0.080%)	年0.630% (税抜0.600%)

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託事務の諸費用
- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ② 売買・保管等に要する費用
- 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。
- ③ 資金の借入れ
- 一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- (注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は平成21年1月1日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

① 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。ただし、平成21年および平成22年において、1年間に受け取る上場株式等の配当金（上場株式等(上場ETFおよび上場REITを含みます。以下同じ。)ならびに公募株式投資信託の普通分配金等）の合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)には確定申告が必要となります。この場合、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方

税3%）、100万円超の部分については、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

b. 解約時および償還時の課税

解約時および償還時の利益については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率（ただし、平成22年12月31日まではその年における他の上場株式等の譲渡益を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分は10%（所得税7%および地方税3%）の税率）による申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要ですが、源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告は不要です。ただし、源泉徴収ありの特定口座についても、平成21年および平成22年において、1年間に発生する上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合の税率は、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円超の部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

c. 買取り時の課税

前記「b. 解約時および償還時の課税」と同一の取扱いとなります。

② 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金、解約時および償還時の課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年4月1日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税は支払いを受ける時点では徴収されません。なお、益金不算入制度および税額控除制度が適用されます。

b. 買取り時の課税等

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

③ 個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	678,940,930	99.54
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	3,123,989	0.46
合計（純資産総額）	—	682,064,919	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ジャパン株式インカム マザーファンド 投資状況

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,522,154,700	97.24
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	128,213,563	2.76
合計（純資産総額）	—	4,650,368,263	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****（全銘柄）**

（平成21年１月30日現在）

順位	銘柄名	種類	国／ 地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	ジャパン株式インカム マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	1,162,172,083	0.6389	742,606,224	0.5842	678,940,930	99.54

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、１口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成21年１月30日現在）

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	99.54
合計		99.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ジャパン株式インカム マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位30銘柄)

(平成21年1月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	日立工機	機械	日本円	174,600	812.29	141,826,213	860.00	150,156,000	3.22
2	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	日本円	173,500	856.41	148,588,800	854.00	148,169,000	3.18
3	日本	株式	商船三井	海運業	日本円	262,000	574.54	150,531,000	527.00	138,074,000	2.96
4	日本	株式	参天製薬	医薬品	日本円	45,800	2,683.06	122,884,400	2,895.00	132,591,000	2.85
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	日本円	30,100	4,789.92	144,176,700	4,400.00	132,440,000	2.84
6	日本	株式	HOYA	精密機器	日本円	79,700	1,602.28	127,702,500	1,630.00	129,911,000	2.79
7	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	日本円	815	171,116.46	139,459,917	158,400.00	129,096,000	2.77
8	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	日本円	50,500	2,962.42	149,602,500	2,505.00	126,502,500	2.72
9	日本	株式	日本化薬	化学	日本円	300,000	459.08	137,724,000	413.00	123,900,000	2.66
10	日本	株式	三井物産	卸売業	日本円	126,000	960.44	121,016,000	960.00	120,960,000	2.60
11	日本	株式	電気化学工業	化学	日本円	630,000	220.34	138,818,000	191.00	120,330,000	2.58
12	日本	株式	住友信託銀行	銀行業	日本円	266,000	503.31	133,882,000	451.00	119,966,000	2.57
13	日本	株式	四国電力	電気・ガス業	日本円	39,400	2,906.95	114,534,100	2,990.00	117,806,000	2.53
14	日本	株式	日本郵船	海運業	日本円	272,000	556.94	151,490,000	430.00	116,960,000	2.51
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	日本円	27,200	4,459.58	121,300,800	4,250.00	115,600,000	2.48
16	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	日本円	296,000	388.96	115,134,000	386.00	114,256,000	2.45
17	日本	株式	日東電工	化学	日本円	67,500	1,862.12	125,693,500	1,689.00	114,007,500	2.45
18	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	日本円	49,400	2,522.63	124,618,000	2,285.00	112,879,000	2.42
19	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	日本円	32,700	3,559.11	116,383,000	3,440.00	112,488,000	2.41
20	日本	株式	ローソン	小売業	日本円	25,200	4,890.09	123,230,300	4,460.00	112,392,000	2.41
21	日本	株式	任天堂	その他製品	日本円	3,900	35,749.69	139,423,800	28,300.00	110,370,000	2.37
22	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	日本円	479,100	277.40	132,903,700	227.00	108,755,700	2.33
23	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	日本円	223,000	543.94	121,299,000	479.00	106,817,000	2.29
24	日本	株式	大日本印刷	その他製品	日本円	117,000	988.60	115,667,000	893.00	104,481,000	2.24
25	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	日本円	200,900	555.54	111,608,600	510.00	102,459,000	2.20
26	日本	株式	三菱商事	卸売業	日本円	81,700	1,315.52	107,478,500	1,221.00	99,755,700	2.14
27	日本	株式	科研製薬	医薬品	日本円	100,000	976.62	97,662,000	990.00	99,000,000	2.12
28	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	日本円	221,000	436.49	96,465,000	427.00	94,367,000	2.02
29	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	日本円	292,000	321.59	93,907,000	311.00	90,812,000	1.95
30	日本	株式	パナソニック	電気機器	日本円	81,000	1,173.50	95,054,000	1,099.00	89,019,000	1.91

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成21年1月30日現在）

国内／外国	種類	業種	投資比率（％）
国内	株式	水産・農林業	0.33
		化学	8.38
		医薬品	11.63
		石油・石炭製品	3.18
		ガラス・土石製品	2.29
		鉄鋼	3.18
		非鉄金属	0.11
		金属製品	1.95
		機械	7.83
		電気機器	5.80
		輸送用機器	0.36
		精密機器	2.79
		その他製品	5.37
		電気・ガス業	7.01
		陸運業	0.54
		海運業	5.48
		情報・通信業	10.22
		卸売業	4.74
		小売業	2.41
		銀行業	8.73
		その他金融業	1.47
		サービス業	3.32
合計			97.24

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成21年１月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１特定期間（平成18年９月４日）	2,136	2,138	9,788	9,798
第２特定期間（平成19年３月５日）	1,596	1,615	10,480	10,606
第３特定期間（平成19年７月６日）	1,482	1,507	10,871	11,057
第４特定期間（平成20年１月７日）	1,233	1,244	8,949	9,029
第５特定期間（平成20年７月７日）	1,148	1,159	8,458	8,538
第６特定期間（平成21年１月６日）	757	767	5,837	5,917
平成20年１月末日	1,197	—	8,535	—
平成20年２月末日	1,186	—	8,420	—
平成20年３月末日	1,121	—	7,936	—
平成20年４月末日	1,188	—	8,723	—
平成20年５月末日	1,220	—	9,054	—
平成20年６月末日	1,148	—	8,525	—
平成20年７月末日	1,105	—	8,438	—
平成20年８月末日	1,035	—	8,214	—
平成20年９月末日	909	—	7,223	—
平成20年10月末日	716	—	5,721	—
平成20年11月末日	700	—	5,536	—
平成20年12月末日	744	—	5,740	—
平成21年１月末日	682	—	5,333	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（６ヵ月毎）に支払われた１口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注２）基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

②【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成18年3月23日 至 平成18年9月4日	10
第2特定期間	自 平成18年9月5日 至 平成19年3月5日	126
第3特定期間	自 平成19年3月6日 至 平成19年7月6日	186
第4特定期間	自 平成19年7月7日 至 平成20年1月7日	80
第5特定期間	自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	80
第6特定期間	自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	80

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成18年3月23日 至 平成18年9月4日	△2.0
第2特定期間	自 平成18年9月5日 至 平成19年3月5日	8.4
第3特定期間	自 平成19年3月6日 至 平成19年7月6日	5.5
第4特定期間	自 平成19年7月7日 至 平成20年1月7日	△16.9
第5特定期間	自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	△4.6
第6特定期間	自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	△30.0
	自 平成21年1月7日 至 平成21年1月30日	△8.6

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年3月23日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

平成19年6月5日 決算日変更に係る重大な約款変更の適用

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

① 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

② 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

(1) 解約

① 解約単位

販売会社が定める単位とします。

② 解約価額

解約の受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

③ 解約手数料

かかりません。

④ 信託財産留保額

解約の受付日の基準価額の0.25%とします。

⑤ 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(2) 買取り

① 買取単位

販売会社が定める単位とします。

② 買取価額

買取りの受付日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

③ 買取手数料

かかりません。

④ 信託財産留保相当額

買取りの受付日の基準価額の0.25%とします。

⑤ 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

※ 買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

② ファンドの主な投資対象の評価方法

a. 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 国内株式

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。（ジャスダック証券取引所に上場されている株式は、計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価します。）

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「ジパカブ」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成18年3月23日以降、無期限とします。

(4)【計算期間】

毎年1月7日から4月6日まで、4月7日から7月6日まで、7月7日から10月6日まで、および10月7日から翌年1月6日までとします。（ただし、第1計算期間は平成18年3月23日から平成18年6月5日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. から e. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

① 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

② 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第5特定期間（平成20年1月8日から平成20年7月7日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第6特定期間（平成20年7月8日から平成21年1月6日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第5特定期間（平成20年1月8日から平成20年7月7日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6特定期間（平成20年7月8日から平成21年1月6日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成20年1月8日から平成20年7月7日まで）および第6特定期間（平成20年7月8日から平成21年1月6日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第5特定期間末 (平成20年7月7日現在)	第6特定期間末 (平成21年1月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,934,045	11,467,910
親投資信託受益証券	1,147,809,866	753,625,066
未収利息	130	39
流動資産合計	1,157,744,041	765,093,015
資産合計	1,157,744,041	765,093,015
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,432,872	5,189,471
未払解約金	138,643	579,754
未払受託者報酬	246,700	150,945
未払委託者報酬	3,083,705	1,886,760
その他未払費用	12,303	7,518
流動負債合計	8,914,223	7,814,448
負債合計	8,914,223	7,814,448
純資産の部		
元本等		
元本	1,358,218,140	1,297,367,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△209,388,322	△540,089,203
（分配準備積立金）	111,986,703	100,207,564
元本等合計	1,148,829,818	757,278,567
純資産合計	1,148,829,818	757,278,567
負債純資産合計	1,157,744,041	765,093,015

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第５特定期間 自 平成20年 1 月 8 日 至 平成20年 7 月 7 日	第６特定期間 自 平成20年 7 月 8 日 至 平成21年 1 月 6 日
営業収益		
受取利息	8,952	6,018
有価証券売買等損益	△49,710,422	△315,696,613
営業収益合計	△49,701,470	△315,690,595
営業費用		
受託者報酬	490,146	365,710
委託者報酬	6,126,777	4,571,279
その他費用	24,445	18,229
営業費用合計	6,641,368	4,955,218
営業損失（△）	△56,342,838	△320,645,813
経常損失（△）	△56,342,838	△320,645,813
当期純損失（△）	△56,342,838	△320,645,813
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△993,635	△6,077,538
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△144,821,467	△209,388,322
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,307,640	28,251,691
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,307,640	28,251,691
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,442,888	34,164,172
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,442,888	34,164,172
分配金	11,082,404	10,220,125
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△209,388,322	△540,089,203

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法 2. 費用・収益の計上基準 3. その他	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年1月8日から平成20年7月7日までとなっております。	親投資信託受益証券 同左 有価証券売買等損益の計上基準 同左 当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成20年7月8日から平成21年1月6日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第5特定期間末 （平成20年7月7日現在）	第6特定期間末 （平成21年1月6日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,358,218,140口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,297,367,770口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 209,388,322円	元本の欠損 540,089,203円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たりの純資産額 0.8458円 （1万口当たりの純資産額 8,458円）	1口当たりの純資産額 0.5837円 （1万口当たりの純資産額 5,837円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5 特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日		第6 特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	
分配金の計算過程 第9計算期（平成20年1月8日から平成20年4月7日まで） 計算期末における分配対象金額153,740,789円（1万口当たり1,088.49円）のうち、5,649,532円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第11計算期（平成20年7月8日から平成20年10月6日まで） 計算期末における分配対象金額135,494,335円（1万口当たり1,077.34円）のうち、5,030,654円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 12,274,833円	費用控除後の配当等収益額	A 7,514,986円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 26,386,974円	収益調整金額	C 26,339,499円
分配準備積立金額	D 115,078,982円	分配準備積立金額	D 101,639,850円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 153,740,789円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 135,494,335円
当ファンドの期末残存口数	F 1,412,383,155口	当ファンドの期末残存口数	F 1,257,663,634口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,088.49円	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,077.34円
1万口当たりの分配額	H 40.00円	1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 5,649,532円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 5,030,654円

第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日		第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	
第10計算期（平成20年4月8日から平成20年7月7日まで） 計算期末における分配対象金額143,267,148円（1万口当たり1,054.80円）のうち、5,432,872円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。		第12計算期（平成20年10月7日から平成21年1月6日まで） 計算期末における分配対象金額135,705,228円（1万口当たり1,045.98円）のうち、5,189,471円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 698,157円	費用控除後の配当等収益額	A 1,023,523円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 26,934,147円	収益調整金額	C 31,475,824円
分配準備積立金額	D 115,634,844円	分配準備積立金額	D 103,205,881円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 143,267,148円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 135,705,228円
当ファンドの期末残存口数	F 1,358,218,140口	当ファンドの期末残存口数	F 1,297,367,770口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,054.80円	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,045.98円
1万口当たりの分配額	H 40.00円	1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 5,432,872円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 5,189,471円

（関連当事者との取引に関する注記）

第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日		第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日
期首元本額 1,378,174,727円	期首元本額 1,358,218,140円
期中追加設定元本額 85,988,962円	期中追加設定元本額 92,195,121円
期中一部解約元本額 105,945,549円	期中一部解約元本額 153,045,491円

2 有価証券関係

第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,147,809,866	7,145,778
合計	1,147,809,866	7,145,778

第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	753,625,066	△88,034,219
合計	753,625,066	△88,034,219

3 デリバティブ取引関係

第5特定期間 自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	第6特定期間 自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****① 株式**

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成21年１月６日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ジャパン株式インカム マザーファンド	1,178,644,146	753,625,066	
合計		1,178,644,146	753,625,066	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ジャパン株式インカム マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「ジャパン株式インカム マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	(平成20年7月7日現在)	(平成21年1月6日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,498,655	137,061,255
株式	1,109,041,500	4,972,510,900
未収配当金	1,269,900	16,167,100
未収利息	492	472
流動資産 合計	1,147,810,547	5,125,739,727
資産合計	1,147,810,547	5,125,739,727
負債の部		
流動負債		
流動負債 合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	1,261,052,369	8,016,767,767
剰余金		
欠損金	113,241,822	2,891,028,040
純資産合計	1,147,810,547	5,125,739,727
負債・純資産合計	1,147,810,547	5,125,739,727

(2) 資産・負債の状況に関する事項

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	株式 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成20年7月7日現在であります。 なお、当親投資信託は年2回決算を行っており、直前の計算期間は、平成20年1月8日から平成20年7月7日までとなっております。	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成21年1月6日現在であります。 なお、当親投資信託は年2回決算を行っており、直前の計算期間は、平成20年7月8日から平成21年1月6日までとなっております。

（有価証券に関する事項）

自 平成20年 1 月 8 日 至 平成20年 7 月 7 日	
売買目的有価証券の計上額等	
種類	計上額（円）
株式	1,109,041,500
合計	1,109,041,500

自 平成20年 7 月 8 日 至 平成21年 1 月 6 日	
売買目的有価証券の計上額等	
種類	計上額（円）
株式	4,972,510,900
合計	4,972,510,900

（デリバティブ取引に関する事項）

自 平成20年 1 月 8 日 至 平成20年 7 月 7 日	自 平成20年 7 月 8 日 至 平成21年 1 月 6 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の事項）

（平成20年7月7日現在）	
1. 元本の増減	
期首（平成20年1月8日）元本額	1,294,978,986円
期首から平成20年7月7日までの	
追加設定元本額	71,977,019円
一部解約元本額	105,903,636円
平成20年7月7日現在の元本額	1,261,052,369円
2. 平成20年7月7日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）	1,261,052,369円
3. 元本の欠損	113,241,822円
4. 平成20年7月7日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.9102円
（1万口当たりの純資産額	9,102円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

（平成21年1月6日現在）	
1. 元本の増減	
期首（平成20年7月8日）元本額	1,261,052,369円
期首から平成21年1月6日までの	
追加設定元本額	6,918,680,447円
一部解約元本額	162,965,049円
平成21年1月6日現在の元本額	8,016,767,767円
2. 平成21年1月6日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
日本株ターゲット・ファンド	6,838,123,621円
ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）	1,178,644,146円
3. 元本の欠損	2,891,028,040円
4. 平成21年1月6日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.6394円
（1万口当たりの純資産額	6,394円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

平成21年1月6日現在

銘柄	株式数（株）	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	58,200	244.00	14,200,800	
オンワードホールディングス	151,000	721.00	108,871,000	
旭化成	18,000	400.00	7,200,000	
住友化学	7,000	323.00	2,261,000	
電気化学工業	530,000	226.00	119,780,000	
日本化薬	252,000	469.00	118,188,000	
資生堂	12,000	1,861.00	22,332,000	
日東電工	56,800	1,900.00	107,920,000	
武田薬品工業	22,900	4,500.00	103,050,000	
アステラス製薬	27,500	3,590.00	98,725,000	
田辺三菱製薬	51,000	1,297.00	66,147,000	
科研製薬	84,000	980.00	82,320,000	
参天製薬	38,600	2,650.00	102,290,000	
昭和シェル石油	142,900	870.00	124,323,000	
旭硝子	183,000	562.00	102,846,000	
神戸製鋼所	215,000	168.00	36,120,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	41,600	2,575.00	107,120,000	
DOWAホールディングス	367,000	335.00	122,945,000	
アサヒブリテック	4,500	1,066.00	4,797,000	
三和ホールディングス	246,000	324.00	79,704,000	
ダイフク	88,000	553.00	48,664,000	
SANKYO	7,000	4,750.00	33,250,000	
日本精工	119,000	355.00	42,245,000	
NTN	303,000	297.00	89,991,000	
日立工機	144,700	796.00	115,181,200	
パナソニック	68,000	1,190.00	80,920,000	
TDK	35,000	3,530.00	123,550,000	
村田製作所	6,600	3,660.00	24,156,000	
キヤノン	31,600	2,970.00	93,852,000	
リコー	57,000	1,212.00	69,084,000	
東海理化電機製作所	106,900	855.00	91,399,500	
トヨタ自動車	28,800	3,050.00	87,840,000	
日野自動車	55,000	189.00	10,395,000	
ヤマハ発動機	16,400	948.00	15,547,200	
HOYA	67,000	1,606.00	107,602,000	
凸版印刷	48,000	704.00	33,792,000	
大日本印刷	98,000	1,006.00	98,588,000	
任天堂	3,300	36,800.00	121,440,000	
中部電力	41,200	2,540.00	104,648,000	
四国電力	33,200	2,910.00	96,612,000	

銘柄	株式数（株）	評価額（円）		備考
		単価	金額	
東京瓦斯	186,000	437.00	81,282,000	
大阪瓦斯	249,000	390.00	97,110,000	
日本通運	66,000	385.00	25,410,000	
日本郵船	229,000	572.00	130,988,000	
商船三井	221,000	577.00	127,517,000	
野村総合研究所	9,300	1,739.00	16,172,700	
トレンドマイクロ	41,000	3,110.00	127,510,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	28,800	2,170.00	62,496,000	
日本電信電話	25,400	4,810.00	122,174,000	
エス・ティ・ティ・ドコモ	686	173,400.00	118,952,400	
三井物産	106,000	970.00	102,820,000	
三菱商事	68,800	1,336.00	91,916,800	
ローソン	21,200	4,940.00	104,728,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	169,100	570.00	96,387,000	
千葉銀行	122,000	530.00	64,660,000	
住友信託銀行	224,000	519.00	116,256,000	
みずほフィナンシャルグループ	403,000	289.00	116,467,000	
イオンクレジットサービス	70,200	939.00	65,917,800	
パーク24	238,700	635.00	151,574,500	
みらかホールディングス	35,100	1,926.00	67,602,600	
ユー・エス・エス	5,020	4,370.00	21,937,400	
ベネッセコーポレーション	11,100	3,850.00	42,735,000	
合計			4,972,510,900	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	682,893,550円
II 負債総額	828,631円
III 純資産総額（I－II）	682,064,919円
IV 発行済数量	1,278,918,060口
V 1単位（1万口）当たり純資産額（III／IV）	5,333円

（参考）ジャパン株式インカム マザーファンド 純資産額計算書

（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	4,650,368,263円
II 負債総額	—
III 純資産総額（I－II）	4,650,368,263円
IV 発行済数量	7,960,414,960口
V 1単位（1万口）当たり純資産額（III／IV）	5,842円

第5【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成18年3月23日 至 平成18年9月4日	2,240,496,259	57,837,163	2,182,659,096
第2特定期間	自 平成18年9月5日 至 平成19年3月5日	354,621,980	1,013,671,584	1,523,609,492
第3特定期間	自 平成19年3月6日 至 平成19年7月6日	99,237,405	259,128,019	1,363,718,878
第4特定期間	自 平成19年7月7日 至 平成20年1月7日	152,482,849	138,027,000	1,378,174,727
第5特定期間	自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	85,988,962	105,945,549	1,358,218,140
第6特定期間	自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	92,195,121	153,045,491	1,297,367,770
	自 平成21年1月7日 至 平成21年1月30日	4,849,926	23,299,636	1,278,918,060

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年1月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月末現在、委託会社が運用する公募の証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	3	13,306
追加型株式投資信託	45	4,934,708
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	6	477,080
合計	54	5,425,094

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第10期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則、並びに同規則第2条の規定に基づき改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成し、第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則、並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度に係る中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		第10期 (平成19年3月31日現在)			第11期 (平成20年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金			284			280	
預金			16,278,277			5,115,510	
有価証券			26,680,567			32,646,163	
支払委託金			13,533			—	
収益分配金		676			—		
償還金		12,857			—		
前払費用			49,842			62,716	
未収委託者報酬			3,212,057			3,386,556	
未収収益			64,169			78,775	
繰延税金資産			776,820			680,302	
その他			26,975			45,878	
流動資産計			47,102,527	70.7		42,016,183	51.3
固定資産							
有形固定資産			662,095	1.0		682,949	0.8
建物	※1	243,314			274,771		
器具備品	※1	232,780			222,177		
土地		186,000			186,000		
無形固定資産			547,362	0.8		1,049,758	1.3
ソフトウェア	※1	546,326			1,048,940		
その他	※1	1,035			817		
投資その他の資産			18,340,124	27.5		38,221,986	46.6
投資有価証券		17,785,272			37,281,662		
関係会社株式		45,764			—		
従業員貸付金		28,675			25,075		
長期差入保証金		415,422			436,610		
繰延税金資産		37,610			451,259		
その他		98,484			98,484		
貸倒引当金		△71,104			△71,104		
固定資産計			19,549,581	29.3		39,954,694	48.7
資産合計			66,652,108	100.0		81,970,877	100.0

		第10期 (平成19年3月31日現在)			第11期 (平成20年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			25,616			38,126	
未払金			2,201,434			1,947,530	
未払収益分配金		2,864			1,802		
未払償還金		207,853			82,148		
未払手数料		1,513,405			1,565,677		
その他未払金		477,310			297,901		
未払費用			1,071,296			1,082,805	
未払法人税等			6,508,115			6,145,196	
賞与引当金			494,546			477,956	
役員賞与引当金			125,000			125,000	
その他流動負債			526			—	
流動負債計			10,426,535	15.6		9,816,615	12.0
固定負債							
時効後支払損引当金			—			67,798	
退職給付引当金			453,153			790,305	
役員退職慰労引当金			—			232,660	
固定負債計			453,153	0.7		1,090,764	1.3
負債合計			10,879,689	16.3		10,907,380	13.3
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,680,000	4.0		2,680,000	3.3
資本剰余金			670,000	1.0		670,000	0.8
資本準備金		670,000			670,000		
利益剰余金			52,136,485	78.2		67,719,164	82.6
その他利益剰余金		52,136,485			67,719,164		
繰越利益剰余金		52,136,485	52,136,485		67,719,164		
自己株式			△5,174	△0.0		△11,534	△0.0
株主資本合計			55,481,310	83.2		71,057,629	86.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評 価差額金			291,109	0.4		5,868	0.0
評価・換算差額等合計			291,109	0.4		5,868	0.0
純資産合計			55,772,419	83.7		71,063,497	86.7
負債・純資産合計			66,652,108	100.0		81,970,877	100.0

(2) 【損益計算書】

		第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （%）	金額（千円）		百分比 （%）	
営業収益	※ 1							
委託者報酬			77,449,738			79,636,028		
投資顧問収入			12,651			—		
営業収益計			77,462,390	100.0		79,636,028	100.0	
営業費用								
支払手数料			37,275,614			37,607,018		
広告宣伝費			1,680,446			1,636,618		
公告費			3,726			2,878		
受益証券発行費			56,281			—		
調査費			4,081,968			4,585,056		
調査費			432,218			491,430		
委託調査費			3,649,750			4,093,625		
委託計算費				183,089			213,163	
営業雑経費				875,873			1,293,815	
通信費			118,367			161,779		
印刷費			699,413			1,076,194		
協会費			47,705			43,242		
諸会費			3,725			3,902		
諸経費			6,661			8,697		
営業費用計				44,156,999	57.0		45,338,552	56.9
一般管理費								
給料				2,355,857			3,178,782	
役員報酬			192,620			200,100		
給与・手当			1,686,500			2,549,780		
賞与			476,736			428,902		
賞与引当金繰入				494,546			477,956	
役員賞与引当金繰入				125,000			120,500	
交際費				46,197			55,139	
旅費交通費				93,856			152,581	
租税公課				175,834			183,942	
不動産賃借料			439,432			516,604		
役員退職金			33,410			—		
退職給付費用			147,520			182,763		
役員退職慰労引当金繰入			—			69,440		

		第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （%）	金額（千円）		百分比 （%）
固定資産減価償却費			210,156			349,139	
諸経費			1,011,924			1,165,835	
一般管理費計			5,133,736	6.6		6,452,685	8.1
営業利益			28,171,654	36.4		27,844,791	35.0
営業外収益							
受取配当金			24,157			9,399	
有価証券利息			146,039			460,607	
受取利息			941			5,908	
時効成立分配金・償還金			78,242			90,626	
その他			12,459			4,499	
営業外収益計			261,840	0.3		571,041	0.7
営業外費用							
支払利息			125			125	
時効成立後支払分配金・償還金			87,572			17,229	
時効後支払損引当金繰入額			—			67,798	
その他			2,132			2,009	
営業外費用計			89,829	0.1		87,163	0.1
経常利益			28,343,665	36.6		28,328,669	35.6
特別利益							
投資有価証券売却益			187,186			222,287	
関係会社株式売却益	※ 2		70,840			23,800	
ゴルフ会員権売却益			27,646			—	
特別利益計			285,672	0.4		246,087	0.3
特別損失							
投資有価証券評価減			18,500			—	
過年度役員退職慰労引当金繰入額			—			216,730	
退職給付費用			—			258,635	
特別損失計			18,500	0.0		475,365	0.6
税引前当期純利益			28,610,838	36.9		28,099,391	35.3
法人税、住民税及び事業税			11,477,937	14.8		11,707,827	14.7
法人税等調整額			△101,322	—		△165,744	—
当期純利益			17,234,224	22.2		16,557,308	20.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

(株主資本等変動計算書)

(単位：千円)

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日					
	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成18年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	35,677,057	35,677,057
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）				△649,797	△649,797
役員賞与（注）				△125,000	△125,000
当期純利益				17,234,224	17,234,224
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	16,459,427	16,459,427
平成19年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	52,136,485	52,136,485

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成18年3月31日残高	△2,499	39,024,557	662,629	39,687,187
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		△649,797		△649,797
役員賞与（注）		△125,000		△125,000
当期純利益		17,234,224		17,234,224
自己株式の取得	△2,675	△2,675		△2,675
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△371,520	△371,520
事業年度中の変動額合計	△2,675	16,456,752	△371,520	16,085,232
平成19年3月31日残高	△5,174	55,481,310	291,109	55,772,419

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日					
	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成19年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	52,136,485	52,136,485
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△974,629	△974,629
当期純利益				16,557,308	16,557,308
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	15,582,679	15,582,679
平成20年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	67,719,164	67,719,164

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成19年3月31日残高	△5,174	55,481,310	291,109	55,772,419
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△974,629		△974,629
当期純利益		16,557,308		16,557,308
自己株式の取得	△6,360	△6,360		△6,360
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△285,240	△285,240
事業年度中の変動額合計	△6,360	15,576,318	△285,240	15,291,078
平成20年3月31日残高	△11,534	71,057,629	5,868	71,063,497

[重要な会計方針]

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額） (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している) ②時価のないもの 総平均法による原価法 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 同左 ②時価のないもの 同左 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
(4) 退職給付引当金 従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 (5) _____ (6) _____ 4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	(4) 退職給付引当金 従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計処理方法の変更) 当社は退職給付債務の算定にあたり、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度から原則法による算定方法に変更しております。 この変更は、従業員数の増加により、下期において退職給付債務の重要性が増したため、その算定の精度を高め、退職給付費用の損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更にともない、当事業年度末における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額258,635千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して税引前当期純利益は258,635千円減少しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 (6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。 4. リース取引の処理方法 同左 5. 消費税等の会計処理方法 同左

[重要な会計方針の変更]

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1. 役員賞与に関する会計基準 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、発生した期間の費用として処理することとしております。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ125,000千円減少しております。 2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度末より貸借対照表の表示について「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は55,772,419千円であります。 3. _____	1. _____ 2. _____ 3. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という）を適用し、当事業年度から内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、当期発生額69,440千円は一般管理費に計上し、過年度発生額216,730千円については、特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法と比較して、営業利益、及び経常利益はそれぞれ69,440千円、税引前当期純利益は286,170千円減少しております。

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
4. _____ 5. _____	4. 固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ15,190千円減少しております。 5. 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、将来の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要額を計上しております。これにより、従来の方法に比較して、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ67,798千円減少しております。

[表示方法の変更]

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
_____	前事業年度において、「法人税等」として表示されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

[追加情報]

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
_____	(固定資産の減価償却の方法) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産につきましては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、当該変更による損益への影響は軽微であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第10期 (平成19年3月31日現在)	第11期 (平成20年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 369,146千円 器具備品 250,902千円 ソフトウェア 742,262千円 その他 7,358千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 406,401千円 器具備品 354,130千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
※ 1. 役員報酬の年額限度額は次のとおりであります。 取締役 350,000千円 監査役 100,000千円 ※ 2. 関係会社株式売却益は三菱UFJ証券会社株式の売却によるものです。	※ 1. _____ ※ 2. 関係会社株式売却益は三菱UFJ証券会社株式の売却によるものです。

（株主資本等変動計算書関係）

I. 第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	2	0	—	3

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3. 剰余金の配当

(1) 配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	649百万円	50,000円	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	974百万円	75,000円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

II. 第11期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	3	1	—	4

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 剰余金の配当

(1) 配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	974百万円	75,000円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 22,543千円	取得価額相当額 18,903千円
減価償却累計額相当額 13,248千円	減価償却累計額相当額 12,309千円
期末残高相当額 9,294千円	期末残高相当額 6,593千円
2. 未経過リース料期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額
1年内 4,642千円	1年内 4,429千円
1年超 4,647千円	1年超 2,326千円
合計 9,289千円	合計 6,756千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 5,034千円	支払リース料 5,985千円
減価償却費相当額 4,753千円	減価償却費相当額 5,656千円
支払利息相当額 262千円	支払利息相当額 334千円
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
5. 利息相当額の算定方法	5. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	同左

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	第10期 (平成19年3月31日)			第11期 (平成20年3月31日)		
		貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	①国債	—	—	—	5,482,282	5,482,815	532
	②社債	4,035,308	4,043,048	7,739	13,384,810	13,470,742	85,932
	③その他	11,223,222	11,228,797	5,575	31,943,065	32,042,011	98,945
小計		15,258,531	15,271,845	13,314	50,810,158	50,995,569	185,411
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	①国債	—	—	—	3,989,163	3,988,613	△549
	②社債	7,379,824	7,366,240	△13,584	7,604,662	7,597,276	△7,385
	③その他	19,354,613	19,336,043	△18,570	7,008,123	6,993,003	△15,120
小計		26,734,438	26,702,283	△32,155	18,601,949	18,578,893	△23,055
合計		41,992,969	41,974,128	△18,840	69,412,107	69,574,462	162,355

2. その他有価証券で時価のあるもの

	第10期 (平成19年3月31日)			第11期 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの						
①株式	323,624	739,692	416,068	45,466	110,768	65,301
②債券	—	—	—	—	—	—
③その他	299,550	321,780	22,230	—	—	—
小計	623,174	1,061,472	438,298	45,466	110,768	65,301
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの						
①株式	—	—	—	16,500	13,140	△3,360
②債券	—	—	—	—	—	—
③その他	—	—	—	298,350	238,080	△60,270
小計	—	—	—	314,850	251,220	△63,630
合計	623,174	1,061,472	438,298	360,316	361,988	1,671

(注) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、前事業年度は18,500千円の減損処理を行い、当事業年度は減損処理を行っておりません。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

	第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売却額（千円）	1,355,591	3,515,325
売却益の合計額（千円）	258,026	246,087
売却損の合計額（千円）	—	—

4. 時価評価されていない有価証券

	第10期（平成19年3月31日）	第11期（平成20年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
満期保有目的の債券	1,301,431	—
その他有価証券		
非上場株式	155,730	153,730
合計	1,457,161	153,730

5. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	第10期（平成19年3月31日）		第11期（平成20年3月31日）	
	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）
国債	—	—	9,500,000	—
社債	6,460,000	5,700,000	4,700,000	16,100,000
その他	20,141,500	10,949,000	18,476,000	20,403,000
合計	26,601,500	16,649,000	32,676,000	36,503,000

（デリバティブ取引関係）

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 (平成19年3月31日現在)	第11期 (平成20年3月31日現在)																																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>82,134</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>200,785</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金</td><td>50,750</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>183,980</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>483,596</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>357,585</td></tr> <tr><td>その他</td><td>79,547</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,504,271</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△538,091</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>966,179</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr><td>未収配当金</td><td>4,559</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>147,189</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>151,748</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>814,430</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	投資有価証券評価減	82,134	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	200,785	役員賞与引当金	50,750	退職給付引当金	183,980	事業税及び事業所税	483,596	減損損失	357,585	その他	79,547	繰延税金資産小計	1,504,271	評価性引当額	△538,091	繰延税金資産合計	966,179	未収配当金	4,559	その他有価証券評価差額金	147,189	繰延税金負債合計	151,748	差引：繰延税金資産の純額	814,430	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>77,946</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>194,050</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>320,864</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>94,459</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td>27,526</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>455,439</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>355,843</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>4,197</td></tr> <tr><td>その他</td><td>67,604</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,663,822</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△531,530</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,132,291</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr><td>未収配当金</td><td>730</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>730</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>1,131,561</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	投資有価証券評価減	77,946	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	194,050	退職給付引当金	320,864	役員退職慰労引当金	94,459	時効後支払損引当金	27,526	事業税及び事業所税	455,439	減損損失	355,843	その他有価証券評価差額金	4,197	その他	67,604	繰延税金資産小計	1,663,822	評価性引当額	△531,530	繰延税金資産合計	1,132,291	未収配当金	730	繰延税金負債合計	730	差引：繰延税金資産の純額	1,131,561
投資有価証券評価減	82,134																																																														
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																														
賞与引当金	200,785																																																														
役員賞与引当金	50,750																																																														
退職給付引当金	183,980																																																														
事業税及び事業所税	483,596																																																														
減損損失	357,585																																																														
その他	79,547																																																														
繰延税金資産小計	1,504,271																																																														
評価性引当額	△538,091																																																														
繰延税金資産合計	966,179																																																														
未収配当金	4,559																																																														
その他有価証券評価差額金	147,189																																																														
繰延税金負債合計	151,748																																																														
差引：繰延税金資産の純額	814,430																																																														
投資有価証券評価減	77,946																																																														
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																														
賞与引当金	194,050																																																														
退職給付引当金	320,864																																																														
役員退職慰労引当金	94,459																																																														
時効後支払損引当金	27,526																																																														
事業税及び事業所税	455,439																																																														
減損損失	355,843																																																														
その他有価証券評価差額金	4,197																																																														
その他	67,604																																																														
繰延税金資産小計	1,663,822																																																														
評価性引当額	△531,530																																																														
繰延税金資産合計	1,132,291																																																														
未収配当金	730																																																														
繰延税金負債合計	730																																																														
差引：繰延税金資産の純額	1,131,561																																																														

(退職給付関係)

第10期

1. 採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,179,929千円
(2) 年金資産	726,775
(3) 退職給付引当金(1)－(2)	△453,153

3. 退職給付費用に関する事項（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 勤務費用（注）	147,520千円
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額	—
(3) 退職給付費用（1）＋（2）	147,520

（注）確定拠出年金への拠出額8,252千円が含まれております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

5. 退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

第11期

1. 採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
 また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,654,321千円
(2) 年金資産	864,015
(3) 退職給付引当金(1)-(2)	△790,305

3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 勤務費用（注1）	172,328千円
(2) 簡便法から原則法への変更差額（注2）	258,635
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	—
(4) その他（注3）	10,434
(5) 退職給付費用（1）+（2）+（3）+（4）	441,398

（注1）当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。したがって、上記の勤務費用は簡便法により計算されたものです。

（注2）退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法に変更したことによる当事業年度末における当該債務の差額であり、特別損失に計上しております。

（注3）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

5. 退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度末から原則法による算定方法に変更しております。

（関連当事者との取引）

I. 第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

II. 第11期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 4,291,817円02銭 1株当たり当期純利益 1,326,169円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 17,234,224千円 普通株式に係る当期純利益 17,234,224千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 —千円 普通株式の期中平均株式数 12,995株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	1株当たり純資産額 5,469,128円02銭 1株当たり当期純利益 1,274,194円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 16,557,308千円 普通株式に係る当期純利益 16,557,308千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 —千円 普通株式の期中平均株式数 12,994株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第12期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金			2,688,855	
有価証券			26,590,707	
前払費用			58,063	
未収委託者報酬			3,223,044	
繰延税金資産			662,814	
その他			163,405	
流動資産合計			33,386,891	37.7
固定資産				
有形固定資産	※ 1		647,729	
建物		257,031		
器具備品		204,697		
土地		186,000		
無形固定資産			1,432,485	
投資その他の資産			53,033,621	
投資有価証券		51,946,595		
従業員貸付金		23,275		
長期差入保証金		491,826		
繰延税金資産		544,544		
その他		98,484		
貸倒引当金		△71,104		
固定資産合計			55,113,837	62.3
資産合計			88,500,728	100.0

		第12期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金			41,688	
未払金			1,831,821	
未払収益分配金		1,978		
未払償還金		67,058		
未払手数料		1,483,918		
その他未払金		278,865		
未払費用			1,184,527	
未払法人税等			5,905,326	
賞与引当金			485,318	
役員賞与引当金			62,500	
流動負債合計			9,511,182	10.7
固定負債				
時効後支払損引当金			65,134	
退職給付引当金			806,796	
役員退職慰労引当金			190,830	
固定負債合計			1,062,761	1.2
負債合計			10,573,944	11.9
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,680,000	3.0
資本剰余金			670,000	0.8
資本準備金		670,000		
利益剰余金			74,730,408	84.4
その他利益剰余金		74,730,408		
繰越利益剰余金		74,730,408		
自己株式			△14,488	△0.0
株主資本合計			78,065,920	88.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△139,135	△0.2
評価・換算差額等合計			△139,135	△0.2
純資産合計			77,926,784	88.1
負債・純資産合計			88,500,728	100.0

(2)中間損益計算書

		第12期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （%）
営業収益				
委託者報酬			39,809,780	
営業収益計			39,809,780	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			22,492,212	56.5
支払手数料		18,700,974		
その他営業費用		3,791,238		
一般管理費	※ 1		3,573,594	9.0
営業費用・一般管理費計			26,065,806	65.5
営業利益			13,743,973	34.5
営業外収益				
受取利息及び配当金		319,368		
時効成立分配金・償還金		15,223		
その他の営業外収益		5,431		
営業外収益計			340,024	0.9
営業外費用				
その他の営業外費用		1,459		
営業外費用計			1,459	0.0
経常利益			14,082,538	35.4
特別損失				
投資有価証券評価減			13,200	0.0
税引前中間純利益			14,069,338	35.3
法人税、住民税及び事業税			5,739,019	14.4
法人税等調整額			19,717	0.0
中間純利益			8,310,601	20.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
平成20年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	67,719,164	67,719,164
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当				△1,299,357	△1,299,357
中間純利益				8,310,601	8,310,601
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	7,011,244	7,011,244
平成20年9月30日残高	2,680,000	670,000	670,000	74,730,408	74,730,408

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日残高	△11,534	71,057,629	5,868	71,063,497
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△1,299,357		△1,299,357
中間純利益		8,310,601		8,310,601
自己株式の取得	△2,953	△2,953		△2,953
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		—	△145,004	△145,004
中間会計期間中の変動額合計	△2,953	7,008,290	△145,004	6,863,286
平成20年9月30日残高	△14,488	78,065,920	△139,135	77,926,784

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項]

第12期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

第12期中間会計期間

自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更〕

第12期中間会計期間

自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響はありません。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

第12期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	424,574千円
器具備品	390,540千円
計	815,114千円

(中間損益計算書関係)

第12期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
※ 1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	54,582千円
無形固定資産	175,182千円
計	229,764千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第12期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1. 発行済株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
自己株式 普通株式	4	0	—	5

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項
配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(リース取引関係)

第12期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	14,073千円
減価償却累計額相当額	10,147千円
中間期末残高相当額	3,925千円

2. 未経過リース料中間期末残高相当額等
未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	3,319千円
1年超	724千円
合計	4,043千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,816千円
減価償却費相当額	2,667千円
支払利息相当額	93千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第12期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 国債	4,992,289	4,991,906	△383
(2) 社債	28,009,098	28,000,960	△8,138
(3) その他	44,276,316	44,283,944	7,627
計	77,277,704	77,276,810	△894

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	48,766	120,078	71,311
(2) その他	1,295,950	985,790	△310,160
計	1,344,716	1,105,868	△238,848

(注) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について13,200千円減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	153,730

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日	
１株当たり純資産額	5,997,588円26銭
１株当たり中間純利益	639,596円32銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日	
中間純利益（千円）	8,310,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	8,310,601
普通株式の期中平均株式数（株）	12,993
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞（平成20年9月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末現在	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
インヴァスト証券株式会社	5,965	
宇都宮証券株式会社	301	
株式会社SBI証券	47,937	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
木村証券株式会社	500	
上光証券株式会社	500	
荘内証券株式会社	100	
スターツ証券株式会社	500	
そしあす証券株式会社	4,727	
東武証券株式会社	420	
奈良証券株式会社	117	
のぞみ証券株式会社	2,091	
松阪証券株式会社	100	
丸福証券株式会社	852	
武蔵証券株式会社	201	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の管理業務等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。
該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成20年7月17日	臨時報告書
平成20年10月2日	有価証券届出書の訂正届出書 有価証券報告書
平成20年10月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年9月3日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）の平成20年1月8日から平成20年7月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）の平成20年7月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月26日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）の平成20年7月8日から平成21年1月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）の平成21年1月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。